

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年5月25日

イ 本監査実施日 平成22年7月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
知的障害者援護施設入所に伴う負担金の収入未済額の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、108,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	知的障害者援護施設入所に伴う負担金の収入未済額の調定については、センター内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,220円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、平成22年6月22日に33,220円を追給した。今後は、センター内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

2(1) 監査対象機関名 県北広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月22日

イ 本監査実施日 平成22年7月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
放課後児童健全育成事業費補助金の執行に当たり、相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今年度の放課後児童健全育成事業費補助金については、平成22年8月30日に交付内示、同年10月14日に交付決定を速やかに行った。今後とも、速やかに補助金交付事務を行い、再発防止に努める。

3(1) 監査対象機関名 岩手県宮古保健所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月24日

イ 本監査実施日 平成22年7月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容

病院検査手数料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より少なく報告しているものが1件、43,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

病院検査手数料に係る収入証紙収納額報告については、平成22年6月30日に保健福祉企画室に追加報告を行った。今後は、所内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。